

「協同組合は、変転にどこま で耐えられるのか?」







Marburger Hefte zum Genossenschaften Volker BEUTHIEN, Wieviel Wandel verträgt die Genossenschaften?(*)

(*) Sanacorp 登記協同組合法人理事長、Dr.Jürgen Brink 生誕 65 周年の記念講演

訳出 島村 博(協同労働法制化市民会議)

於 ミュンヘン、2002年5月3日

Volker BEUTHIEN

資料出所: Marburger Hefte zum Genossenschaften(volltext),Publikation des Instituts für Genossenschaft,http://wiwi.uni-marburg.de/lehrstuehle/einrist/genossen/PUBLIKA.HTM,13 S.

目次

- . 協同組合の構造変転(Strukturwandel)
- . 経営形態としての登記協同組合法人
- . 特殊の結合形態としての登記協同組合法人
 - 1. 社会倫理的法的形態拘束
 - 2. 協同組合資本の奉仕的役割
 - 3. 組合・会社法上で特権を付与された、登記協同組合法人の社会的活動
 - 4. 定款被拘束又はより多くの定款自由
 - 5. 新しい協同会社(Kooperationsgesellschaft)?
 - 6. 協同組合の回廊?
- . 協同組合の理念、頭でよりも心で(Herz über Kopf)

訳者による表記技術について

- ・()内の文言は訳者による補記であることを示す。[]原注。
- ・訳語に続いて()によりドイツ語が掲げてある箇所は、当該のドイツ語が多義的であり、又は適当な訳語が確定していないことを示す。読者の参考のために付した場合もある。
- ・斜字体で強調体としてある個所は、原文ゲシュペルト。

I.協同組合の構造変転(Strukturwandel)

あらゆるものが流転し、あらゆるものが転変する。この常なる転変は協同組合の前で止まることをしない。協同組合に特有の経営様式(Wirtschaftsweise)は、多くの者の考えでは、至るところで時代遅れとなり、登記協同組合法人という特殊な法的形態は廃れ、もはや時代にそぐわないということだ。事実、協同組合はドイツでは(若干の起業家協同組合

Existenzgründergenossenschaft を除外するとして)一般的に言って、もはや、<u>誰も彼もが貧しい境遇にある時代(gemeinsame Not:一般的窮乏)の申し子ではない。それ故に、協同組合はもはや、社会経済的な運動として理解されるものではない</u>。

大多数の信用組合は非組合員との取引を広 範に行なっている。それは、資本の強力な保 険業の二次連合(Nebenverbund)を手に入れ ており、直接には(組合員の利益を)促進する 経営として事業を行なうものではない。多数 の協同組合が株式会社に転換を遂げている。 それらはフランチァイズ方式を利用し、コン ツェルン紛いの企業集団に結束している。こ ういった企業連合の内と外とにおいて実際の 事業経営(operative Geschäftsbetriebe)を資 本会社法に則り組織される事業会社 (Betriebsgesellschaft)に内属させる auslagern) 持株組合 (Holdinggenossenschaft)が創られている。 しかも、かかる子会社は部分的には局外者た る第三者と共に設立されることになるので、 それ自身は(組合員の利益を)促進する経営と して事業を行なうものではない。EU水準で 数年来、欧州協同組合規則草案が提案されて いる。いわゆるこの EuGen(Europäische Genossenschft: 欧州協同組合のドイツ語短 縮表現)においては、協同組合企業の商品及びサービス提供に伝統的に関心を有する組合員と並んで投資組合員つまり協同組合の事業を利用しない組合員が登場する。それほどの転変は、組合員が自ら管理し、自ら責任を負う事業経営 (Geschäftsbetriebe)を通じた共同の自助という社会史的に成長してきた理念と合致するのか? それとも、こういったことのすべてが、ますます強く広まってきている協同組合の疲労及び縮小退行(Entartung)の兆候なのか? こういった展開を正当に判断することができるのは、経営形態としての協同組合と法的形態としての協同組合とを明白に区別する場合に限られる。

11.経営形態としての登記協同組合法人

経営形態として協同組合、及び、協同組合により行なわれる事業は、当該の経営形態が市場諸関係そのものを不必要なものにするべく威力を及ぼすという仕方で市場諸関係を徐々に変更させるということをめぐって呻吟する。協同組合が設立されるのは、典型的に、一方的に優勢となる市場においてである。

協同組合は、さらに、協同組合の設立以前 又は設立後に開発された市場で追加的供給者 又は需要者として登場する。かかるものとし て協同組合は競争を活性化させ、組合員が共 同で利用することができる利益のために市場 権力を破壊する。このことに協同組合がます ます広範に成功すればするほど、協同組合がます より行なわれる自助事業は組合員の利益を促 進する経営としての魅力をますます喪失する ことになる。その結果、組合員は協同組合企 業以外から提供される商品・サービスをます ます利用するようになる。こうして登場する

売上高の減少を理事会は、大概の場合、非組 合員との取引の増加により調整することに努 める。コストをカヴァーし目的を確実にする 促進経営の代わりに、こうして最大限に利益 を得ようとする営利経営(Erwerbswirtschft) が登場する。これは協同組合においてアイデ ンティティの危機の端緒となりうる。だが、 この場合でも、その核心において、協同組合 的促進経済は意味を持ちつづける。蓋し、協 同組合企業が市場に残るだけでも市場が再び (営利企業から営利企業に)遺贈されること を妨げるからである。けれどもただ、事業政 策的には大概短期的に思考する組合員にこの ことを分からせることはしばしば困難であ る。それ故に、遺贈され生気を失い干からび た市場構造を鋤き返すことに協同組合が成功 すればするほど、協同組合の経営形態は、 個々の組合員の視点からは、それ自身をます ます無用なものにするかのように思える、と いう不条理さと同居せざるをえないのであ る。協同組合の経営様式の有するこういった 促進経済的目的及び競争促進的機能は当の経 営様式を時代を超えて妥当させるものであ る。特殊の経済形態として協同組合は故にあ らゆる転変から影響を受けず超越する。

III. 特殊の結合形態としての登記協同 組合法人

しかし、組合・会社法上の (gesellschaftsrechtlich)結合形態としての協 同組合にとって状況は如何なものか?登記協 同組合の特殊な法的形態が他の結合態様、特 に、GmbH(有限責任会社)、AG(株式会社) 又はKgaA(株式合資会社)のような組合・会 社法上の混合タイプと並んで存続できるよう にするには、当該の法的形態が本質的に、現 在あるようなままであるべきか、又は、新しい組織的必要にそれを開放しなければならないのか? この限りで、対立する見解がますます和解しがたく対峙しあっている。協同組合法改正の擁護者にとって過度に因習的とされるものを改革の反対者は過度に改良主義的なものと見ている。後者は、協同組合理念、(それが何であれ)いずれにしても受け継がれてきた協同組合の価値の裏切りを憂慮している。

1. 社会倫理的法的形態拘束

社会倫理的理想像に、しかも、まさしく登 記協同組合法人としてのその特殊組合・会社 法的刻印においても協同組合を拘束すること が希われている。歴史的に協同組合は単に特 殊な経済形態以上のものであると見られてき ているようだ。協同組合はまた、それによっ て組合員が一定の物質的な要求を充たすこと を欲する独特な(speziell)結合タイプ以上の ものでもあるとされる。むしろ、協同組合 は、社会倫理的価値共同体したがって価値連 関的組織形態とされる。微細にこれが証され ることはむろん稀である。何人かはICAの協 同組合定義を参照するよう指示する。それに よれば、協同組合は、特別の根本的価値に、 主として、自助、自己責任、民主主義、平等、 正義及び連帯に基づくべきものである。協同 組合の創設者たちの伝統を体して協同組合は 誠実、虚心(Offenheit「偏見のないこと、率 直であること」等の義)、社会的責任及び他 者への配慮に賛意を表するものだといわれ る。また、協同組合は、そ(れが存する所)の 地域社会(Gemeinwesen)の持続的な発展に 関与しなければならないとされる。

これらの社会的価値のすべては簡単に把握されうるものではないが、いずれにしても、登

記協同組合法人の特殊の法的形態と分かちが たく結び付けられることは、ほとんどない。 蓋し、共同の事業経営(Geschäftsbetriebe) を通じた協同組合の自己促進(Selbstförderung) は、他の会社形態、特に協 同組合的有限責任会社又は協同組合的株式会 社の助けを借りることによっても実行に移さ れうるからである。民主的に組織されるとい うのは、構成員に頭割又は資本割の投票権が 帰属するにしても、社団すべてについて言え る。自己責任で、すなわち自律的に結社の自 由を利用(基本法第9条第1項)するというの はすべての団体の構成員について言える。組 合・会社法の平等処遇原則は、強弱はあるに しても、すべての結合体において妥当する。 誠実、虚心及び同僚 (Mitgesellschafter)の 関心事に対する責任ある申し分のない配慮は 人間の徳目であり、それは協同組合以外の結 合においても尊重されうるし、そこでいろい ろと顧慮もされている。ドイツの協同組合 は、なんといっても、限定的にのみ公益的で あることが許される。主として協同組合は、 自ら選択した、組合員に有益な促進目的にい そしむものである。故に、社会的徳目を組合・ 会社法の規範になんらかの仕方で定着させて も、それは協同組合の法的形態に核心におい て触れるものではない

2. 協同組合資本の奉仕的役割

それ故に、他の者らは、協同組合の法的形態の社会倫理的拘束を、ことさらに組合・会社法上で把握しようと試みている。その限りで、なによりも協同組合資本の奉仕的役割の参照を指示する。それに対し、出資され、又は稼得された資本はそれぞれの経済的結合において、定款で詳細に確定された時々の会社・組合目的の達成に使われるのである。協

同組合において資本は、どこか別の所でより も、より奉仕的というよりかより強力に、組 合員の経済に特殊に志向する目的にのみ、そ こで使われるのである。

したがって、登記協同組合法人のありうべ き社会倫理的な拘束については、組合員によ る最大限度の*自主管理*及び*自己責任*による共 同的な*自助という伝統的な協同組合原則*だけ が残る。しかし、その内でも組合・会社法上 では本質的に自助原理だけが長続きしてい る。協同組合の自主管理原則は、協同組合企 業の理事会が固有の責任で、すなわち、組合 員の事業政策上の指示から独立して管理を行 なう(協同組合法第27条第1項1)ようになっ て以来、決定的に弱体化した。総代会制度を 有する協同組合では、局外者たる組合員(= 非代議員組合員)にとって、とにもかくにも 自主管理原則はまったく弱いものであること が明白になっている。債権法上での組合員の 自己責任の内、結局のところ、協同組合の支 払不能な場合における組合員の追加払い義務 が定款上で完全に排除することが許されて以 来[協同組合法第6条3 *] 残ったものは皆 無に等しい。こういったことすべてから、登 記協同組合法人なる特殊の法的形態に対する 社会倫理的拘束は、組合・会社法上で何の意 義も有しない。

- (*)第6条2とあるが、第6条3の誤り。
- 3. 組合・会社法上で特権を付与された < 登記協同組合法人の社会的活動 >

組合・会社法上で登記協同組合法人の特殊な結合形態は株式会社のそれ[株式会社法第23条 V]と同様に定款の厳格性の原則により拘束されている。その原則にしたがい、定款は協同組合法上で設定されている諸規定をの

み補充する。協同組合法からの逸脱は、協同 組合法がそれを明白に許す限りにおいてのみ 許される「協同組合法第18条1」しかし、こ のことは、協同組合法のすべての強行規定が 登記協同組合法人の特に協同組合的性格に関 し決して放棄されえないものである、という ことを意味しない。それよりもむしろ、*アイ* デンティティを確保する規範、アイデンティ ティを促進する規範と単に組織的に合目的的 な規範は、これを区別しなければならない。 憲法上では*原則的に結社の自由*[基本法第9 条第1項]が支配することを折に触れ尊重し なければならない。結社の自由を立法者が勝 手気ままに制限することは決して許されず、 公的秩序の利益により正当化されるときに 限って制限することができるにすぎない。こ の公的秩序の利益に、一般に算入されるの は、債権者保護、少数者保護、社会的利益の 促進に責任を負う経営者に対する実効的な支 配(Kontrolle)及び資本市場の正常な機能で ある。立法者は登記協同組合法人に関し、 個々の組合員に対しほんの僅かな出資及び極 端に僅かな一身的債務責任を要求する特殊の 結合形態を用意している。こういった僅かな 出資及び責任は、組合・会社法上で普通の債 権者保護にとって有害なものである。

この点に関しては客観的に納得の行く根拠が存しなければならない。その根拠は、明らかに、協同組合的促進経済にこそ国家の負担を軽減し、かつ、競争を促進する社会的効能が由来する、という点にある。社会的効能は、まず、衰えつつある国家的扶助という公的措置に代わる市民自らによる扶助において、並びに、よそよそしい市場の権力による経済的搾取からの市民による自衛という点に存する。その上に、協同組合の協同によりもたらされる競争水準の向上が、組合員に相対

する市場の側で、協同組合に組織されていな い市場の関与者にも役立つ、ということが付 け加わる。このことは、他方で、何故に登記 協同組合法人なる特殊の結合形態だけが、特 に促進経済的目的のために選択され、役立て られることが許されるのかを証すものであ る。他方で、登記協同組合法人という特殊な 法的形態の組合・会社法における*正当化*には 協同組合の経営様式のこういった社会的効能 で十分である。それを超えて、組合員に国の サイドから登記協同組合法人内で格別の社会 的モラルを処方する謂われはまったく存しな い。伝統的に協同組合に典型的な企業文化 [なによりも、全組合員の連帯的忠誠結束] が、共同による自助のために多くの人々が会 するだけで多様に成立しているだけになおさ らである。

協同組合の促進目的の多様性、組合員数の 相違、企業規模の相違ということにより、そ の限りで、すべての協同組合にとって普通の 企業文化水準を期待することもできない。 登記協同組合法人は価値志向的な内なる文化 を呈して当然であるとするテーゼがどれほど までに疑わしいかは協同組合の表決権に示さ れる。そこでは、各人は1票のみを有し、か つ、この表決権は人格に結びつくのであって 協同組合への出資にではないという、ほとん ど神聖視されている原則が今も妥当する。し かし、それは、協同組合的自助にとって不可 欠なものでもなければ、協同組合の自主管理 又は自己責任から演繹されるものでもない。 組合員は、自ら、組合員の共同企業を累積議 決権(Kapitalstimmrecht)によってすら管理 することができる。協同組合が支払不能な場 合における追加払い義務 [協同組合法第105 条以下 1は、協同組合の表決権の態様とは関 連しない。保障されなければならないのは、

支配(Herrschft)と責任との同調でしかない。 つまり、多数の表決権を有する者は表決倍数 に応じて追加払いをしなければならない。債 権者保護は、故に、全組合員に絶対的な表決 権の平等を与えるものでは決してない。少数 者保護もまた定款の改廃及び比較の対象にな りうる基礎事業に関し特別多数決が規定され ている限り、意味をもたない。それ故に、協 同組合法第43条第1項1において定められて いる原則、「1人1票」は、放棄されえない アイデンティティを確保する規定ではまった くなく、アイデンティティを促進する規定に すぎない。

4. 定款被拘束性か、それともより多く の定款の自由か

それにもかかわらず、あまりに硬直的であ るだけではなく時代にもそぐわないといろい ろに非難されている登記協同組合法人という 結合形態をより多くの定款の自由により開放 し、そうすることで適応能力を高めようとす る提案に人は憤慨している。部分的には、そ れ自身が自家撞着に陥っている論拠でもって 反発している。定款の自由が増えると、組合 員による企業的な指導活動の正当化がもはや 保証されなくなるそうだ。協同組合管理のこ ういった正当化は、ところで、それぞれの 「協同組合的協同」の「中心的な条件」であ るとされる。後者は正当である。固有の責任 で、すなわち、総会の事業政策上での指示か ら自由に協同組合企業を管理する理事会の権 限[協同組合法第27条第1項1]は、組合員 による指導活動という直接的な正当化にまさ しく対立するものでしかない! このことは、 中小の協同組合に特にあてはまる。

別の異論では、登記協同組合法人は「法的 諸形態の競争外にある」、というのも「協同

組合は相当数の機会のひとつではなく唯一無 比のもの」であるからだ、と言われる。しか し、それによって、経営形態としての協同組 合と法的形態としての協同組合とは相互に同 一視されることになる。経済形態として協同 組合は唯一無比である。だが法的形態として は、協同組合は、協同組合的促進目的は他の 結合形態においても[特に、協同組合有限会 社又は協同組合株式会社として 追及されう るのであるから、そうではない。疑いもなく 種々の組合・会社法上の結合諸形態は、かか るものとして相互に競争状態にあるわけでは ない。蓋し、法的形態別の市場というものは 存在しないからである。しかし、登記協同組 合法人の如く唯一無比の結合形態にとって重 要なのは、それが結合諸形態の閉じられた円 環内で選択され、かつ、たびたび無視される ことがない、ということである。それ故に、 登記協同組合法人は現代の企業組織の要請に 十分に開放されていなければならないので あって、それによって過度に多くの促進経済 企業が他の結合形態に退出し、又は協同組合 的連合制度(Verbundwesen)から遠ざかるこ ともなくなる。

5. 新しい協同会社?

同時に、ライファイゼン銀行は、その事業 政策及び結合構造がもはや伝来の協同組合の 範型に合致していないが故に、法律上で、 「協同会社」(Kooperationsgesellschaft)とい う名称を帯びて当然の「新たに創設するべき 法的形態」にこれを配属させることが要求さ れている。銀行経営の出資は誰もが利用でき るし、信用協同組合にあっては理事会及び監 査役会に組合員を配役する[協同組合法第9 条第1項の意義で]上でまさしくどんな困難 もないからである。未解決の問題は、とりわ け、どのようにすれば、新しい協同会社が結 合諸形態の閉じられた円環内で、促進経済を 志向する有限会社又は株式会社に対し十分な 組合・会社法上の特質を獲得する方向で組織 されうるのか、というものである。新しい態 様の協同会社は、なによりもまず、協同組合 的連合制度(Verbandwesen)を蹂躙する結末 をもたらすかもしれない。新しい協同会社 は、もはや登記協同組合法人ではないが故 に、そのときから協同組合の検査義務[協同 組合法第53条]を免れ、したがって協同組 合の監査組合[協同組合法第54条]から脱 退させられるかもしれないからである。新し い協同会社は、このようにして、人民・ライ ファイゼン銀行については、その最も大き く、財政上で最も強い組合員集団を喪失する かもしれない。

6. 協同組合の回廊?

これに対して理事会が、いわゆる異化現象 (Verfremdungserscheinungen)を防ぐため に、促進経済企業が伝統的な意義で登記協同 組合法人であり続けたいと望む場合に、それ が離れることがあってはならない「協同組合 の回廊」を設定することは意義深く実践的で ある。だが、「回廊」という措辞ははっきり しない。なぜならば、その表現は、恰も協同 組合は特定の企業構造及び市場分野に限るべ きであるかのように響くからである。むし ろ、一定の促進経済的インジケーターのカタ ログが考えられるのであり、それらのインジ ケーターにより組合員促進に事業が志向する 程度、促進の成果、組合員による事業の支配 (Kontrolle)が測定されることになる。その 限りで、非組合員との取引の規模、協同組合 の自己資本に対する貸分比率(Anteil der Geschäftsguthaben)及び協同組合の機関に おける組合員関与の強度というものは、どの 程度まで協同組合の促進目的ができるだけ立 派に追及され、守られたのかの貴重な証を提 供できる。

この類の考察にあたっては登記協同組合法人の法的形態をあまりにも理念型的に把握するようなことがあってはならない。蓋し、結合諸形態のおびただしい条項に媒介される組合・会社形態は組織法的理念型で事足りるものではないからである。それ故に、このことが資本制的人的会社も人格的資本会社を記協しているのである。それに応じて、登記協しているのである。広範囲な法律拘束とするのである。広範囲な法律拘束性は、投資家保護の根拠からのみ、公開の資本市場に顔を向ける組合・会社にあって持記協同組合法人の場合にはあてはまらない。

登記協同組合法人をあまりに過度に理念型的に固定することは協同組合の事象をなおのこと見掛けだけのものにすることに作用する。蓋し、それは、国家が促進経済目的のために特別の基本的法(Rahmengesetz)を準備した段において可能にしようとしたものとは十分に逆に作用するからである。特にこの協同組合的結合形態によって最大限に包括的な事業分野が一定部分の住民による国家から自由な促進経済的自己扶助のために開かれるべきであったのだ。しかし、組合員の要求の多様性が現実的なタイプの形成自由を促進するのだ。

IV. 協同組合理念、頭でよりも心で

如何にして伝統的協同組合風に促進経済企業が指導されるのか、また、どの程度まで協

同組合の精神がそこで支配するのか、それを 決するのは、共同の自己促進のために会する 人々である。それ故に、登記協同組合法人と いう相当に特殊の結合形態を組合・会社法上 で塀で囲い込む必要はまったくない。協同組 合の意味的危機が存する場合、それは組合員 及び組合の指導者の心と頭において表れうる ものである。協同組合の伝統的価値は協同組 合及びその連合会自らが保衛しなければなら ない。これもまた協同組合の自助に属するの である。強行的な組合・会社法による国家の 後見は、その限りで、役に立ちはしない。し たがって、現代的協同組合法は、共同の自助 に基づく協同組合の促進目的を保全するこ と、及び、それを超えてアイデンティティを 促進する諸規定 組合員の原則的な表決権の 平等、理事会及び監査役会における名誉職に 関するが如き諸規定 を公布することで満足 したのである。しかし、これらの規定は単に アイデンティティを促進するにすぎないが、 組合員は団体自治に基づく決定により定款上 で当事者の意向に従わせる(abbedingen)こ とを可能にするに相違ない。

蓋し、協同組合の伝統的価値の尊重にもかかわらず、まず念頭に置かれるのは市場であり、次いで自助であり、そのあとようやく双方が許容する限度で協同組合の伝統が登場するといった具合である。法律上または道徳上の伝統的強制よりもはるかに大事なことは、協同組合の基本的理念がことのほか多様に、かつ、信じるに足る仕方で生かされることなのだ。